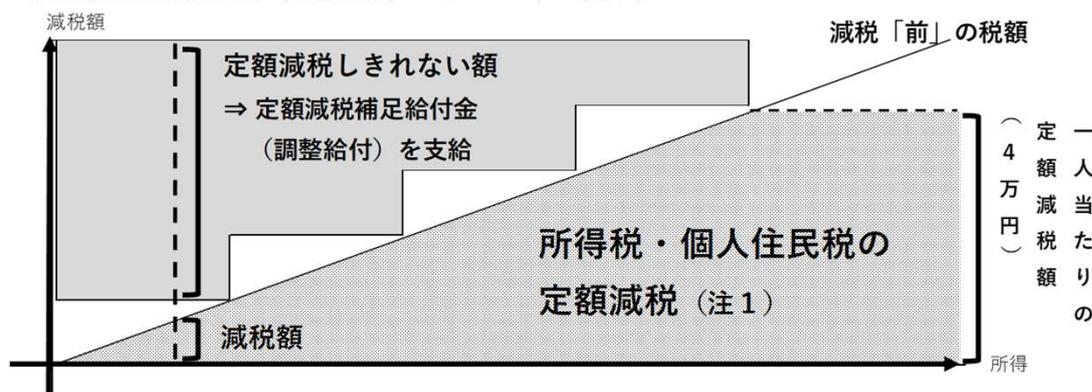


## 「定額減税しきれないと見込まれる方」へ 定額減税補足給付金（調整給付）のご案内

### 定額減税補足給付金（調整給付）とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます（注1）
- その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した定額減税補足給付金（調整給付）が支給されます（注2）

〈定額減税補足給付金（調整給付）のイメージ〉（注3）



- （注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。
- （注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。
- （注3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで、定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が定額減税補足給付金（調整給付）となります。

### 支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

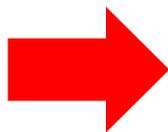
- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。
  - 〈例1〉一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合
    - ⇒ 所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
    - ・ **定額減税しきれない所得税分の2万円が、定額減税補足給付金（調整給付）として支払われます。**
  - 〈例2〉4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（注4）
    - ⇒ 所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
    - ・ **定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、定額減税補足給付金（調整給付）として支払われます。**

（注4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税補足給付金（調整給付）の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

## 支給手続き

支給対象者の方には徳島市からお知らせをお届けします。受給される際は、**手続き不要の場合**（下記**パターンA**）と**申請書の返送が必要な場合**があります。以下の要件をよくご確認ください。

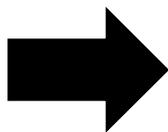
**<パターンA>**  
**公金受取口座情報の**  
**記載がある方**  
同口座への振込を希望する場合



**手続き不要**

公金受取口座から受取口座変更を希望する場合は、徳島市ホームページから、口座変更申請書をダウンロードしてください。  
(期限：令和6年9月13日)

**<パターンB>**  
お知らせに**公金受取**  
**口座情報の記載がない**  
**場合**



**申請書の返送が**  
**必要です！！**

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、ご返送ください。(期限：令和6年10月11日)

## その他

**！** 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに徳島市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

### お問い合わせ

徳島市低所得者支援・調整給付  
コールセンター



**088-655-3065**

受付時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日（祝日を除く）